

平成30年(ワ)第237号 損害賠償請求事件

原告 原告1 外108名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

## 答弁書

令和元年5月10日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 佐藤歳



弁護士 戸田



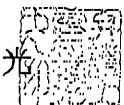
弁護士 江口雄一郎



弁護士 川上貴寛



弁護士 宮村頼光



弁護士 笹渕



〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被 告 東京電力ホールディングス株式会社  
上記代表者代表執行役 小早川智明

〒106-6123 東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー23階

TMI総合法律事務所(送達場所)

電話 03-6438-5511

FAX 03-6438-5522

被告東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士 佐藤歳二

同 戸田暁

同 江口雄一郎(連絡担当)

同 川上貴寛

同 宮村頼光

同 笹渕典

## 目 次

<b>第1 請求の趣旨に対する答弁</b>	5
<b>第2 請求の原因に対する認否及び反論</b>	6
1 「第1章 はじめに」(6頁)について	5
(1) 「第1 事案の概要」(6頁)について	5
(2) 「第2 当事者」(6頁)について	6
2 「第2章 本件原発事故の発生と浪江町における避難状況」(8頁) について	6
(1) 「第1 本件原発事故の経緯(概要)」(8頁)について	6
(2) 「第2 浪江町の概要と本件原発事故後の避難状況」(10頁) について	7
3 「第3章 中間指針等に基づく原告らに対する精神的損害の賠償状 況」(14頁)について	11
(1) 「第1 中間指針等」(14頁)について	11
(2) 「第2 浪江町による集団ADR」(15頁)について	12
4 「第4章 本件原発事故に関する被告らの責任」(17頁)について	14
(1) 「第1 本件原発事故の発生」(17頁)について	14
(2) 「第2 被告国(日本)の責任」(30頁)について	18
(3) 「第3 被告東京電力の責任」(56頁)について	18
(4) 「第4 不真正連帶債務」(67頁)について	29
5 「第5章 本件原発事故による原告らの損害」(69頁)について	30
(1) 「第1 総論」(69頁)について	30

(2) 「第2 コミュニティ破壊慰謝料について」(71頁)について	32
(3) 「第3 避難慰謝料について」(84頁)について	37
(4) 「第4 被ばく不安慰謝料」(125頁)について	46
(5) 「第5 原告らの損害額」(141頁)について	51
 6 「第6章 被告東京電力の浪江町集団ADR和解案違法拒否による請求」(142頁)について	51
(1) 「第1 総論」(142頁)について	51
(2) 「第2 浪江町集団ADRの経過等」(143頁)について	52
(3) 「第3 被告東京電力の和解案受諾義務」(145頁)について	
て	52
(4) 「第4 被告東京電力による和解案受諾義務違反の悪質性」(156頁)について	56
(5) 「第5 損害」(159頁)について	59
 7 「第7章 結語」(162頁)について	59
 第3 求釈明	59
 用語・略語一覧表	60

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告らの被告東京電力ホールディングス株式会社に対する請求をいずれも棄却する

2 訴訟費用は原告らの負担とする  
との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付すことは相当ではないが、仮にその宣言がなされる場合は、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否及び反論

1 「第1章 はじめに」(6頁)について

(1) 「第1 事案の概要」(6頁)について

第1段落のうち、平成23年3月11日に福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）の原子力事故（以下「本件事故」という。）が発生したこと、本件事故により福島県双葉郡浪江町（以下「浪江町」という。）の町民（以下「浪江町民」という。）が避難を余儀なくされたとの限度で認める。

第2段落のうち、原告らを申立人一部とする原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という。）における原子力損害賠償に関する和解仲介手続（以下「本件ADR」という。）において、原紛センターが提示した和解案（以下「本件和解案」という。）について、申立人1名を除き、被告東京電力ホールディングス株式会社（以下「被告東京電力」という。）が受諾をしなかったことは認め、原紛センターが提示した和解案を被告東京電力が受諾をしなかったことが違法であったことは争う。

## (2) 「第2 当事者」(6頁)について

ア 「1 原告ら」(6頁)について

不知。

イ 「2 被告ら」(7頁)について

(ア) 「(1) 被告国」(7頁)について

認否の限りでない。

(イ) 「(2) 被告東京電力」(7頁)について

認める。

2 「第2章 本件原発事故の発生と浪江町における避難状況」(8頁)について

(1) 「第1 本件原発事故の経緯(概要)」(8頁)について

ア 「1 本件原発事故の発生」(8頁)について

(ア) 「(1)」(8頁)について

第1段落は認める。

第2段落は認める。なお、使用済み燃料プールの冷却機能は、1～4号機及び5、6号機でも失われている(甲B2の1・233頁)。

第3段落は認める。

(イ) 「(2)」(8頁)について

認める。

(ウ) 「(3)」(8頁)について

認める。

(エ) 「(4)」(8頁)について

認める。なお、爆発音の原因について、被告東京電力は、平成23年3月15日6時12分頃の4号機の水素爆発が原因であると考えている（甲B2の1・256頁）。

イ 「2 本件原発事故後の避難指示等」（9頁）について

（ア）「（1）」（9頁）について

認める。なお、政府の指示とは、原子力災害対策本部から福島県知事及び関係自治体に対する指示である（甲B4の1・230頁）。

（イ）「（2）」（9頁）について

認める。

（ウ）「（3）」（10頁）について

認める。

（2）「第2 浪江町の概要と本件原発事故後の避難状況」（10頁）について

ア 「1 浪江町の概要」（10頁）について

認める。

イ 「2 本件原発事故後の避難状況」

（ア）「（1）津島への退避（3月12日）」（10頁）について

（ア）「ア」（10頁）について

第1段落のうち、平成23年3月12日、浪江町が、津島地区への避難を決定し、津島支所に災害対策本部を移転したことは認め、浪江町が政府による避難指示が出されていることを知った経緯については不知。

第2段落は不知。なお、被告東京電力から情報が提供されなかった理由は、次のとおりである。すなわち、被告東京電力は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条に該当する事象が発生した場合、原子力事業者防災業務計画に基づき、関係自治体等に通報を行うこととなっており、本件事故の際にも、（他の関係自治体等に対する場合と同様）浪江町に対してもファックスの送信を試みた後（なお、受信確認はできていない。）、普通電話、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話、ホットラインを用いて繰り返し連絡を試みたものの、（他の関係自治体等の場合と異なり）通信手段の不調により、結果として電話連絡がとれなかつたものである。その後、3月13日からは、被告東京電力の社員が訪問し、状況説明を実施し、同月15日からは帯同している（甲B2の1・64頁）。

第3段落は不知。なお、被告東京電力から情報が提供されなかった理由は上記のとおりである。

b 「イ」（11頁）について

第1段落は認める。なお、政府の指示は、原子力災害対策本部から福島県知事及び関係自治体に対する指示である（甲B4の1・230頁）。

第2段は不知。なお、被告東京電力から何らの情報も提供されなかつた理由は上記aのとおりである。

c 「ウ」（11頁）について

3月14日11時1分に福島第一原子力発電所3号機原子炉建屋が、同月15日6時14分頃に福島第一原子力発電所4号機原子炉

建屋が水素爆発し、放射性物質が大気へ放出されたことは認め、その余は不知。

(イ) 「(2) 二本松市への避難(3月15日)」(12頁)について

a 「ア」(12頁)について

第1段落のうち、浪江町が、3月15日に、二本松市への避難を決定したことは認め、その余は不知。

第2段落は不知。

b 「イ」(12頁)について

3月16日5時45分頃、発電所対策本部に、同発電所4号機で火災が発生したとの連絡が入ったことは認め、同号機で火災が発生したとの点は否認する。その余は不知。3月16日6時15分頃に確認した結果、現場で火は確認されなかった(甲B2の1・204頁)。

c 「ウ」(12頁)について

概ね認める。なお、正確には、「国際原子力事象尺度」ではなく、「国際原子力・放射線事象評価尺度」(以下「INES」という。)であり、「原子力安全・保安院」ではなく、「原子力・安全保安院原子力防災課事故故障対策・防災広報室長」(以下「事故故障対策室長」という。)が、3月18日、「炉心の重大な損傷」(レベル5)に至っていると判断し、IAEAに対し、その旨を報告するとともに、公表したのである(甲B4の1・347頁)。

d 「エ」(12頁)について

第1段落は認める。但し、正確には、「原子力災害対策本部」ではなく「原子力災害現地対策本部」である（甲B4の1・258頁）。

第2段落は認める。但し、政府が住民に自主避難要請を出したものではない。3月25日、原子力安全委員会は、当時の避難・屋内退避の区域を変更する必要はないと考えた一方、20～30kmの屋内退避区域のうち、線量が比較的高いと考えられる区域に居住する住民については、積極的な自主的避難を促すこと、同屋内退避区域のうち線量が高くない区域についても、予防的観点から自主的避難をすることが望ましいと原子力災害現地対策本部に対して助言したものである（甲B3の1・269頁）。

#### e 「オ」（13頁）について

浪江町が、警戒区域及び計画的避難区域のいずれかに設定されたことは認め、その余は不知。

#### f 「カ」（13頁）について

認める。なお、正確には、「原子力安全・保安院と原子力安全委員会」ではなく、事故障害対策室長が、4月12日、IAEAに対し、レベル7と評価した旨を報告したものである（甲B3の1・349頁）。

#### (ウ) 「(3) 浪江町における避難区域の設定とその後」（13頁）について

第1段落ないし第3段落は認める。

第4段落は不知であるが、積極的に争う意図はない。

3 「第3章 中間指針等に基づく原告らに対する精神的損害の賠償状況」（14頁）について

(1) 「第1 中間指針等」（14頁）について

ア 「1 中間指針等の策定」（14頁）について  
認める。

イ 「2 中間指針等における精神的損害の賠償内容」（14頁）について

(ア) 「(1)」（14頁）について  
認める。但し、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）18条に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）が平成23年8月5日に決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（甲A11、以下「中間指針」という）は、本件事故発生から6か月間（第1期）の精神的損害額の算定にあたり、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど」の要素を考慮しており（中間指針6（精神的損害）備考4）、原告らが主張する「避難生活による精神的損害」（訴状68頁）だけでなく、「コミュニティを破壊されたことによる精神的慰謝料」（訴状68頁）についても、中間指針において考慮されている（甲A11・21頁）。

(イ) 「(2)」（15頁）について  
認める。

(ウ) 「(3)」（15頁）について

認める。なお、審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）（以下「中間指針第四次追補」といい、中間指針及びその後の追補を「中間指針等」という。）は、「将来分の合計額を控除した金額」について、第3期の始期が平成24年6月である場合は、控除後の額を700万円とするとしている（甲A15・4頁）。

(2) 「第2 浪江町による集団ADR」(15頁)について

ア 「1 浪江町による集団ADR申立て」(15頁)について

認める。但し、本件ADRの申立ては、第1次・平成25年5月29日、第2次・平成25年7月2日、第3次・平成25年7月31日、第4次・平成25年10月24日、第5次・平成26年3月31日、第6次・平成26年5月26日の6回にわたり行われたものである。

イ 「2 原紛センターによる和解案の提示」(16頁)について

概ね認める。なお、正確には、平成26年3月20日、仲介委員は、第1次から第4次事件について、平成24年3月11日から平成26年2月28日までの慰謝料を月額5万円（75歳以上の高齢者については、平成23年3月11日から平成26年2月28日までの慰謝料を月額8万円）を増額すること等を内容とする和解案を提示したものである（甲C3）。

ウ 「3 被告東京電力の和解案受諾拒否」(16頁)について

被告東京電力が原発ADRにおける和解案の尊重を表明したこと、一部の申立人を除き本件和解案の受諾をしなかったこと及び平成30年4月5日に本件ADRが打ち切られたことは認め、その余は否認する。

被告東京電力は、本件ADRの最初の答弁書（平成25年7月16日）において、既に、

「(1)慰謝料の増額を集団的・画一的に判断することは困難であること

(略) 慰謝料の増額事由の有無及びその程度を検討するに当たっては、個々の申立人様のそれぞれの避難の経緯やその後の個別具体的な御事情を検討させていただくことが必要不可欠であると考えております。また、本事案は本件各事由を理由に集団的・画一的に慰謝料の増額を一律に求める目的とされておりますが、一方で申立人様らと同じ住所等に居住されていた方々及び隣接した地域に居住されていた方々の慰謝料増額請求について、これまで各人ごとの個別具体的なご事情に応じて増額の要否及び増額する場合の金額を判断して賠償をさせていただいているところであり、貴センターの和解仲介手続においても同様でありますから、公平な賠償という観点からしてもまた、手続きとしての適切さという観点からしても認めることは困難であると言わざるを得ません。」

「第5 おわりに

(略) しかしながら、公平かつ適正な賠償を実現するためには、個々の被害者のみなさまの抱える個別具体的なご事情を踏まえてその損害額を検討することが不可欠であると考えておりますが、本件事故による精神的損害に係る慰謝料増額についても、本件事故当時の浪江町に住所等があったことを基準に一律に集団的・画一的に検討することは極めて困難であると考えております。」

と述べている。

また、原紛センターの本件和解案に対しても、被告東京電力は、当初の回答書（平成26年6月25日）（甲C5・2頁）において、既に、

「 しかしながら、例えば個別事情に基づく損害賠償を超えて、中間指針等における精神的損害の評価を超える一律の金銭的評価がなされるような場合や、客観的事実からすると本件事故との相当因果関係を認めがたい場合については、上記の中間指針等と個別事情の関係に照らしても、中間指針等に基づき賠償を受けた方々との公平性を著しく欠く結果となるため、被申立人において必ずしも受諾できないこともあります。」

と述べている。

すなわち、被告東京電力は、適切な和解案については、できるだけ尊重する姿勢で真摯に検討した上で諾否を決めており、原告らとの関係では、他の和解成立者らとの関係で公平性を欠く等の理由で一律での増額には応じられない旨を当初から一貫して述べていたにもかかわらず、被告東京電力が応じられないと明示した内容の本件和解案が提示され続けたために和解案を受諾しなかったのであり、被告東京電力が和解案の受諾をしなかったことについては、正当な理由があり違法なものではない。

#### 4 「第4章 本件原発事故に関する被告らの責任」（17頁）について

##### （1） 「第1 本件原発事故の発生」（17頁）について

ア 「1 原子力発電所について」（17頁）について

（ア） 「（1）原子力発電の基本的仕組み」（17頁）について

認める。

(イ) 「(2) 「停止時」における原子炉の冷却の重要性」(17頁)について

第1段落及び第2段落は認める。

第3段落は、核分裂反応が行われていない状況でも、燃料を冷却し続けなければならないことは認める。

(ウ) 「(3) 原子炉の冷却のための電源」(18頁)について  
認める。

イ 「2 福島第一原発について」(19頁)について

(ア) 「(1) 福島第一原発の概要」(19頁)について  
認める。

(イ) 「(2) 非常用電源設備の設置状況」(20頁)について

a 「ア 非常用ディーゼル発電機の設置状況」(20頁)について  
第1段落及び第2段落は認める。

第3段落は否認する。福島第一原子力発電所におけるプラント間の電源融通は、1～4号機の間、5号機と6号機の間でそれぞれ行えるように設計されているが、1～4号機と5・6号機との間で行えるようには設計されていない(甲B2の1・93頁)。

第4段落ないし第8段落は認める。

b 「イ 非常用高圧配電盤の設置状況」(21頁)について  
認める。

ウ 「3 本件地震の発生及び外部電源の喪失」(22頁)について  
認める。

エ 「4 本件津波の到来」（23頁）について

福島第一原子力発電所付近での津波の高さについて、中央防災会議の推計で+8.5mなどと推計されているとの点は否認し、その余は認め。中央防災会議の波源モデルに基づく津波の高さは約10.82mと推計されている。

オ 「5 本件原発事故の発生」（24頁）について

(ア) 「(1) 1号機の状況」（24頁）について

a 「ア」（24頁）について

認める。

b 「イ」（24頁）について

認める。なお、第1段落に記載されている炉心損傷の開始時刻は、被告東京電力の最新の解析によると、3月11日18時40分頃であった（甲B2の1・140頁）。

c 「ウ」（25頁）について

概ね認める。

(イ) 「(2) 2号機の状況」（25頁）について

a 「ア」（25頁）について

第1段落は認める。なお、2号機の非常用高圧配電盤は地下にあつたことから、水没してしまったものである（甲B2の2・添付7-4(1/2)）。

第2段落は認める。

第3段落は概ね認める。但し、電源が喪失する直前に、手動で原子炉隔離時冷却系（R C I C）を起動したことから、暫くの間、炉心の

冷却は可能であり、R C I Cが停止したのは、3月14日13時25分である（甲B2の1・159頁、166頁）。

b 「イ」（26頁）について

認める。

c 「ウ」（26頁）について

概ね認める。

(ウ) 「(3) 3号機の状況」（26頁）について

a 「ア」（26頁）について

第1段落は認める。なお、3号機の非常用高圧配電盤は地下にあつたことから、水没してしまったものである（甲B2の2・添付7-4(1/2)）。

第2段落は認める。

第3段落は全交流電源が喪失した時間について同日15時42分とあるのを3月11日午後3時38分とし、高圧注水系を手動停止した時刻について同月13日14時42分とあるのを3月13日前2時42分と解したうえで認める。なお、被告東京電力は、高圧注水系の停止後、ディーゼル駆動消防ポンプで注水しようとしたが、原子炉圧力が下がらず、注水ができなかった（甲B2の1・183頁）。

第4段落は認める。

b 「イ」（27頁）について

認める。但し、被告東京電力の事故調査報告による3号機の炉心損傷開始時刻は、3月13日10時40分頃である（甲B2の1・197頁）。

c 「ウ」（27頁）について

概ね認める。

(エ) 「(4) 4号機の状況」(28頁)について

a 「ア」(28頁)について

認める。なお、本件事故当時、4号機は定期検査中であり、原子炉には燃料がなかったことから、そもそも原子炉を冷却する必要性がなかった。

b 「イ」(28頁)について

認める。

c 「ウ」(28頁)について

認める。

力 「6 放射性物質の大量放出」(29頁)について

(ア) 「(1)」(29頁)について

第1段落について、ベントによって放射性物質が放出されたことは認める。

第2段落は認める。但し、原子力安全委員会の推定は、67万TBqである。

(イ) 「(2)」(29頁)について

認める。

(2) 「第2 被告国の責任」(30頁)について

認否の限りでない。

(3) 「第3 被告東京電力の責任」(56頁)について

ア 「1 はじめに」(56頁)について

民法709条に基づく損害賠償請求と原賠法に基づく損害賠償請求とが競合する関係にあるに過ぎないと主張は争う。

この点は、既に、本件事故による原賠法に基づく損害賠償請求事件において、前橋地判平成29年3月17日（判時2339号14頁）、千葉地判平成29年9月22日（裁判所HP）、福島地判平成29年10月10日、京都地判平成30年3月15日（判時2375・2376合併号14頁）、東京地判平成30年3月16日、福島地いわき支判平成30年3月22日、横浜地判平成31年2月20日、千葉地判平成31年3月14日において認められている。

イ 「2 民法709条に基づく責任」（57頁）について

(ア) 「(1) はじめに」（57頁）について

第1段落ないし第4段落は認める。

第5段落ないし第7段落は争う。特に第5段落及び第6段落については、何らの根拠に基づかない原告らの独自の見解である。

(イ) 「(2) 被告東京電力の義務について」（58頁）について

a 「ア 技術基準適合義務」（59頁）について

認める。

b 「イ 技術基準不適合時の運転禁止義務」（59頁）について

第1段落及び第2段落は認める。

第3段落ないし第5段落は争う。原告らの独自の見解である。

(ウ) 「(3) 技術基準不適合」（60頁）について

a 「ア 『長期評価』の作成・公表」（60頁）について

第1段落は争う。

第2段落及び第3段落は認める。

b 「イ 『長期評価』から推計される『津波』」（61頁）について  
第1段落及び第3段落は認める。

第2段落は否認ないし争う。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）及び本件地震に伴う津波（以下「本件津波」という。）に関する事実関係、並びに、文科省地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が平成14年7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。甲B8）に対する被告東京電力の対応に関する被告東京電力の主張は以下のとおりである。

#### (a) 本件地震及び本件津波の発生経緯

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震（本件地震）の震源域（岩石が破壊した領域）は、日本海溝下のプレート境界面に沿って、岩手県沖から茨城県沖までの長さ約500km、幅約200km、深さ約5kmから約40kmに及ぶ。

宮城県牡鹿半島の東南東130kmで発生した岩石の破壊は震源から周囲に広がり、震源の東側の日本海溝に近い、海底に近い場所で最大すべり量50m以上の極めて大きい破壊が発生した。

第一の破壊過程では長期間の水位上昇を伴う津波が発生し、第二の破壊過程では海底が急激、かつ大規模に跳ね上がったことにより、短周期で、かつ振幅の大きい（波高が高い）津波が発生した。

さらに破壊は震源の南の福島県沖、茨城県沖に進み、やはり津波が発生したと考えられる。

上記のとおり、本件地震は、それぞれの震源域において「運動」して発生したマグニチュード9.0（世界観測史上4番目の規模）の巨大地震であり、本震規模では日本国内で観測された最大の地震である。

この地震に伴い発生し、東北地方太平洋沿岸に大規模災害を引き起こした津波（本件津波）は、津波の規模を表す津波マグニチュード（M<sub>t</sub>）で9.1とされ、世界で観測された津波の中で4番目、日本では過去最大規模であった。

また、本件原発においては、宮城県沖及び福島県沖において、想定されるすべり量の大きい領域（波源）から発生した津波のピークの重なる度合いが強く、敷地高を大幅に上回り、高さ約10メートルの防波堤を超えるO.P.+15.5メートルの浸水高となったと考えられる。

#### (b) 地震及び津波の想定

被告東京電力は、本件原発の運転当事者として、本件事故の発生に至るまで、原子力安全委員会が平成18年9月に公表した新耐震設計審査指針や同委員会が平成2年8月に全面改訂を行った「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」に基づき、想定される地震及び津波についての対策をとってきた。

特に津波については、社団法入土木学会（以下「土木学会」という。）が平成14年2月に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）が、本件事故当時まで原子力発

電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準であり、これに基づき津波評価を行って対策を講じてきている。

この津波評価技術は、実際に発生した津波の記録、痕跡等をもとに、同じ領域で発生した過去（既往）最大の津波を再現する波源モデルを設定した上で、波源の不確定性、数値計算上の誤差、地形データ等の誤差を考慮するため、その波源モデルの位置や向きなどの様々なパラメータを合理的範囲で変動させた多数の数値シミュレーションを実施し、評価対象地点に対して最も影響が大きくなる波源モデルを選定することにより、想定される最大の津波を評価するものである。地震が常に津波を発生させる訳ではなく、①地震の規模（断層の長さ、断層の幅、すべりの量）、②震源域の水域（深いほど持ち上げられる海水の量が多くなる）、③震源と評価地点との位置関係の要素の影響を大きく受けるため、津波評価を行うに当たっては、断層モデル（波源モデル）の設定が極めて重要なとなる。

また、被告東京電力は、これらの対策に加えて、地震本部が平成14年7月に発表した長期評価や、貞観津波に関する佐竹健治氏（以下「佐竹氏」という。）らの分析といった知見の進展も踏まえ、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル（波源モデル）について、さらに検討することとして土木学会にその検討を委託していた。

#### （c）本件地震及び本件津波の予見について

しかしながら、平成23年3月11日に発生した本件地震は、地震本部の長期評価において指摘された地震でも、佐竹氏らにより

提案された貞観地震と同類の地震でもなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であった。すべり量も、過去の大地震とは比較にならないほど大規模であり、震源域が広範囲であることと相俟って、本件津波の規模、波高はおよそ予見できないものであった。

こうした複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生は、以下のとおり、政府の専門機関をはじめとして、我が国どの地震に係る専門機関も想定していなかった。

すなわち、上記長期評価を公表した地震本部は、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」として、専門の政府機関においても、今回のような複数震源領域における連動型地震の発生は予見することができず、また実際に予見していなかつたことを認めている。

また、平成23年4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」の中でも「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波災害」であったとしている。

さらに、この中央防災会議の専門部会が平成23年9月28日に取りまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であつ

た。我が国の過去数百年の地震発生履歴からは想定することができなかつたマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を運動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」としている。

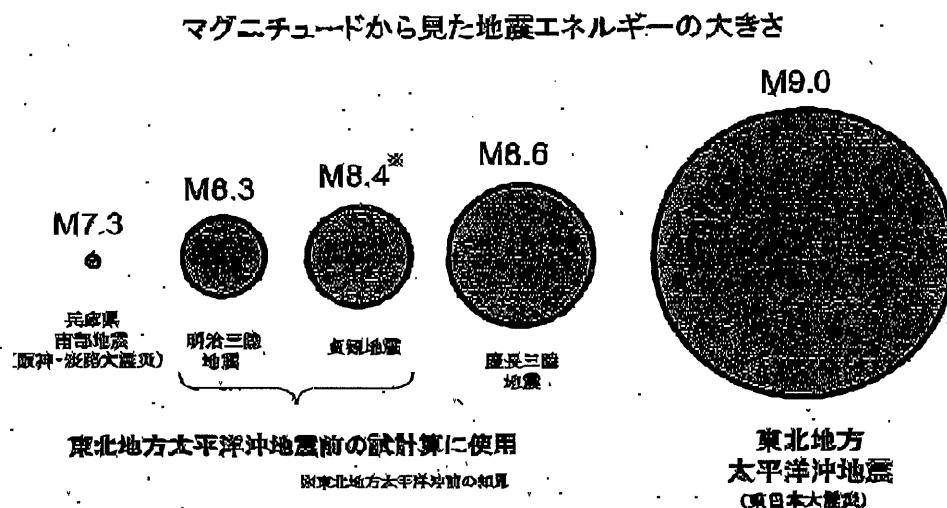
すなわち、政府の事後的な調査においても、今回のような複数震源領域における運動型地震の発生及び当該地震によって引き起こされる巨大な津波は何人の想定をはるかに超えるものであり、何人も予見することができなかつたと報告されている。

#### (d) 長期評価に対する被告東京電力の対応について

地震本部による長期評価は、あくまで各領域におけるマグニチュード8クラスの地震発生について指摘しているにとどまり、本件地震のように、それぞれの領域をまたがり、かつそれが運動して発生するようなマグニチュード9.0、津波マグニチュード(Mt)9.1クラスの巨大地震・巨大津波を想定しているものではない。現に、地震本部が本件地震発生の2か月前の平成23年1月11日に公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「広範囲における震源域の運動」は示されていなかつた。

また、マグニチュードと地震波の形で放出されるエネルギーとの間には、標準的にはマグニチュードの値が1大きくなるとエネルギーは約32倍に、マグニチュードの値が2大きくなるとエネルギーは1000倍になるという関係がある。下記の図は、明治三陸地震(マグニチュード8.3)、貞觀地震(マグニチュード8.4)及び慶長三陸地震・(マグニチュード8.6)と、本件地震(マグニチュード9.0)の地震エネルギーの大きさを比較した図であ

る。本件地震のマグニチュード9.0という地震エネルギーがいかに大きいものかがわかる。



また、上記(c)のとおり、この「長期評価」を公表した地震本部自身も、本件地震発生当日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」において、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が運動して発生する地震については想定外であった。」としている。

さらに、地震本部の発表した長期評価は「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示すものではなく、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどこの領域で、すべり量はどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのかなど、具体的には何ら明らかにするものではなかった。

以上のとおり、長期評価は、本件地震がそうであったように、長さ500km、幅200kmの範囲で、最大すべり量50mの断層

が生じることを想定してはおらず、かつ、津波評価技術に基づく津波評価に不可欠な波源モデルを示しておらず具体的な津波高を明らかにしたものではなかったことから、長期評価によって、本件地震の発生及びその結果発生する津波の波高というものについて、本件地震発生当時に具体的に予想されていたとは到底いうことができない。

したがって、同長期評価（及び本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見）をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. + 15. 5 m）が発生することを具体的に予見することはできなかつた。

また、原告も指摘する、被告東京電力が平成20年5月頃に計算した津波地震については、地震本部の「三陸沖から房総沖の海溝沿いのどこでも地震が発生する可能性がある」とする見解を具体的にどのように扱うかを社内において検討するための参考として、明治三陸地震の断層モデル（波源モデル）を福島県沖海溝沿い領域に適用して試計算を行ったものであるところ、本件津波が発生した平成23年3月11日当時において、福島県沖海溝沿い領域に設定すべき断層モデル（波源モデル）は確定していなかったが、被告東京電力は、試しに、明治三陸地震の断層モデル（波源モデル）を福島県沖海溝沿い領域に適用して試計算を行い、上記結果を得たものである。しかし、これは試しに計算をしてみたものであり、具体的な設計上の対策に用いることができるようなものではなかつた。また、異なる仮定条件のもと試算して得られた津波水位には O. P. + 10メートルを下回るものもあつた。

そこで、被告東京電力は、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル（波源モデル）について、さらに検討することとして土木学会にその検討を委託していたが、そのような検討についての結論が得られる前に本件津波が発生したために、本件地震発生時に本件津波を想定することはできなかった。

以上により、本件地震発生当時、長期評価が想定する規模の地震によって本件原発付近に到来する津波の高さを推定計算することが容易に可能であったとは到底いえない。

- c 「ウ 『長期評価』から推計される『津波』が技術基準として適切な措置を講じることが求められる対象の津波であること」(62頁)  
について

第1段落及び第5段落は認める。

第2段落ないし第4段落、第6段落及び第7段落は否認ないし争う。

上記b (d) のとおり、本件地震発生当時、長期評価が想定する規模の地震によって本件原発付近に到来する津波の高さを推定計算することが容易に可能であったとは到底いえないため、長期評価から推計される「津波」が、平成14年当時における最新の科学的知見を踏まえた「津波」であり、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの。）4条1項の技術基準にしたがって適切な措置を講じなければならない対象としての「津波」であったということはできない。

d 「エ 記述基準不適合の状態にあること」（63頁）について  
第1段落は否認ないし争う。上記b（d）のとおり、原告らが指  
摘する「福島第一原発敷地南側」における「O. P. + 15. 70  
7 m」及び「4号機原子炉建屋中央付近」における「O. P. + 1  
2. 604 m」の津波は、被告東京電力が、2008（平成20）  
年5月頃、福島県沖海溝沿い領域に設定すべき断層モデル（波源モ  
デル）が確定していないまま、試しに、明治三陸地震の断層モデル  
(波源モデル)を福島県沖海溝沿い領域に適用して行った試計算  
に過ぎないため、当該津波を「『長期評価』によって推定された地  
震が発生した場合」の津波であると断定している原告の主張は前  
提から誤っている。

第2段落及び第3段落は認める。

第4段落は争う。

（エ）「（4）被告東京電力の津波に対する認識」（64頁）について

a 「ア 被告東京電力の平成14（2002）年3月時点における想  
定津波」（64頁）について  
認める。

b 「イ 『長期評価』に対する被告東京電力の対応」（64頁）につ  
いて

甲第B1号証・89頁に原告ら主張の記載があることは認める。長  
期評価に対する被告東京電力の対応については、上記（ウ）b（d）  
のとおりである。

c 「ウ 技術基準不適合についての認識」（65頁）について  
否認する。長期評価に対する被告東京電力の対応については、上記  
(ウ) b (d) のとおりであり、当該主張は原告らの憶測に過ぎない。

d 「エ 技術基準不適合について容易に認識したこと」（65頁）  
について

否認ないし争う。上記(ウ)bのとおり、本件地震発生当時、長期  
評価が想定する規模の地震によって本件原発付近に到来する津波の  
高さを推定計算することは容易ではなく、また、福島県沖海溝沿い領域  
に設定すべき断層モデル（波源モデル）が確定していないまま試計  
算を行ったとしても、これは試しに計算を行ったものであったから、  
被告東京電力が、原告らが主張する事実を容易に認識することが可  
能であったとはいえない。

(オ) 「(5) 侵害行為（故意に比肩すべき重過失）」（65頁）について  
否認ないし争う。

ウ 「3 原賠法に基づく責任（予備的請求）」（66頁）について  
原賠法の内容及び本件事故について被告東京電力が原賠法3条1項に  
基づく損害賠償義務を負うことは、争わない。

(4) 「第4 不真正連帯債務」（67頁）について  
争う。

## 5 「第5章 本件原発事故による原告らの損害」(69頁)について

### (1) 「第1 総論」(69頁)について

#### ア 「1 原告らが請求する損害項目」(69頁)について

第1段落については、本件事故による被害が、広範かつ多様で、(個々人の状況によって異なるものの)長期にわたって継続していること、本件事故によって原告らが被った損害が、(個々人によって異なるもの)財産上の損害、精神的損害等にわたることは認める。

被告東京電力は、中間指針等を踏まえ策定した自主賠償基準に従って、本件事故による財産上の損害について賠償を行ったうえで、さらに精神的損害に対して賠償を行っている。

第2段落は、本訴訟において原告らが原告らに共通する損害として当該各損害項目の賠償を請求しているとの限度で認める。

なお、原告らは、精神的損害について、①コミュニティを破壊されたことによる慰謝料(コミュニティ破壊慰謝料)、②避難生活による精神的損害(避難慰謝料)、③被ばくしたことによる将来の健康被害不安による精神的慰謝料(被ばく不安慰謝料)を別個の損害項目として賠償を求めている。

しかしながら、本件事故による精神的苦痛の中に、中間指針等が定める「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」(中間指針17頁、甲A11)、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた」という要素(甲A11・21頁)、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」

(中間指針第四次追補6頁、甲A15)が含まれうるとしても、これらは本件事故による精神的苦痛の不利益として一括して評価されるべきものであって、かつ、これに対して既に被告東京電力から(中間指針等を踏まえ策定された自主賠償基準に従って)慰謝料として支払われているのであるから、原告らが主張するような別個の損害項目(上記①~③)に区分する別の被侵害利益が存在するものではない。原告らは、一括して評価されるべき一つの事故により発生した被侵害利益を別個の損害項目であるかのように、二重に評価して慰謝料を請求しているのである。

イ 「2 各損害項目について」(69頁)について

(ア) 「(1) コミュニティ破壊慰謝料(後記「第2」)」(69頁)について

コミュニケーション破壊慰謝料が独立した損害項目として認められるとの趣旨の主張については争う。

また、個々の原告らが、本件事故によって平穏な日常生活とその基盤を失われたとしても、それぞれが新たに平穏な日常生活とその基盤を形成することは可能であり、その意味で必ずしも「不可逆的」とはいえない。

(イ) 「(2) 避難慰謝料(後記「第3」)」(70頁)について

原告らが主張する要素が、本件事故により原告らが被った精神的損害に含まれることは認めるが、これが別個の被侵害利益であるという趣旨ならば争う。

(ウ) 「(3) 被ばく不安慰謝料(後記「第4」)」(70頁)について

第1段落は、何ら科学的根拠に基づかない主観的な恐怖や不安であつても精神的損害が生じるとの趣旨の主張であれば、争う。

第2段落は、否認ないし不知。個々の原告らについて、どの程度の放射線被ばくが生じたのかは不知である。

(エ) 「(4) 各損害項目は別個の損害であること」(71頁)について争う。

千葉地判平成29年9月22日が、原告らが主張する趣旨の判示をしていることは認める（但し、引用は一部不正確である）が、被告東京電力が控訴をし、同事件は東京高裁で審理中である。福島地いわき支判平成30年3月22日においては反対の解釈が示されており、また、千葉地判平成29年9月22日を除き、原告らが主張するように、コミュニティ喪失慰謝料と避難慰謝料を別個に算定している裁判例は存在しない。

(2) 「第2 コミュニティ破壊慰謝料について」(71頁)について

ア 「1 「コミュニティ破壊」による被害」(71頁)について

第1段落ないし第3段落は不知。一般的、抽象的な主張であり、個々の原告らごとに具体的に主張されなければ、認否できない。

第4段落は争う。

イ 「2 「コミュニティ破壊」による被侵害利益」(72頁)について  
本件事故により原告らが被った精神的苦痛の中に、中間指針が「精神的損害」の指針を定めるにあたって考慮している「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた」(甲A11・21

頁) という要素がありうるとの限度では認めるが、それを超えて新たな保護法益として憲法13条に根拠を有する人格的利益が認められるとの趣旨であるとすれば、当該主張は争う。

ウ 「3 原告らの「コミュニティ破壊」被害の実相」(73頁)について

(ア) 柱書(73頁)について

争う。

(イ) 「(1) 自然環境の破壊」(74頁)について

a 「ア 本件原発事故前の自然環境(甲D6)」(74頁)について  
不知。なお、浪江町全体の自然環境を主張するだけでは、本件事故時の個々の原告らの住所や生活状況が具体的に明らかにされない限り、個々の原告らについて、原告らが第5段落で主張している事実が認められるのか否かの判断はできない。

b 「イ 本件原発事故による自然環境の破壊」(74頁)について  
本件事故によって浪江町が放射性物質で汚染されたこと、町民が帰還できない状態が長期間継続したことは認め、その余は不知。なお、浪江町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域は平成29年3月31日午前0時に解除され、除染作業も行われており、浪江町の自然環境が回復不可能であるとはいえないし、浪江町のどの地点であるかによっても異なる。

(ウ) 「(2) 社会環境の破壊」(75頁)について

a 「ア 医療機関」(75頁)について

平成30（2018）年8月1日時点に浪江町内に存在する2つの医療機関のうち、1つは内科・外科であり、もう1つは歯科であることは認め、その余は知らないし否認。

甲D7は、「医療、福祉」欄の数が「51」となっており、全てが医療機関とは限らない。むしろ、E-Stat（政府統計の総合窓口）のデータによると、平成22年10月1日時点において、浪江町の病院、一般診療所及び歯科診療所の合計は23である（病院1、一般診療所13、歯科診療所9）。

b 「イ 学校」（75頁）について

概ね認める。但し、小学校について、4校は閉鎖ではなく、臨時休業と思われる。

c 「ウ 産業」（76頁）について不知。

不知。

(エ) 「(3) 人間関係の破壊」（77頁）について

a 柱書について

不知。但し、積極的に争う予定はない。

b 「ア 家庭における人間関係」（77頁）について

不知。

なお、原告らの中に、当該箇所で主張している事情の一部が当てはまる者が存在しうることは、一般論として否定はしないが、それらの事情が「原告らに共通」して妥当するのか否かは、原告らごとに主張立証されなければ判断することはできない。

c 「イ 行政区・隣組・近所」（79頁）について  
不知。

なお、原告らの中に、当該箇所で主張している事情の一部が当てはまる者が存在しうることは、一般論として否定はしないが、それらの事情が「原告らに共通」して妥当するのか否かは、原告らごとに主張立証されなければ判断することはできない。

d 「ウ 友人・知人」（81頁）  
不知。

なお、原告らの中に、当該箇所で主張している事情の一部が当てはまる者が存在しうることは、一般論として否定はしないが、それらの事情が「原告らに共通」して妥当するのか否かは、原告らごとに主張立証されなければ判断することはできない。

(オ) 「(4) 文化・交流の破壊」（81頁）について  
不知。

なお、原告らの中に、当該箇所で主張している事情の一部が当てはまる者が存在しうることは、一般論として否定はしないが、それらの事情が「原告らに共通」して妥当するのか否かは、原告らごとに主張立証されなければ判断することはできない。

(カ) 「(5) 小括」（82頁）について  
争う。

原告らは、コミュニティの破壊によって「憲法13条に根拠を有する人格的利益」が侵害されたと主張している（訴状73頁）のであるから、個々

の原告らごとにコミュニティの範囲や関わり方等が異なっていたことは明らかである以上は、少なくとも、個々の原告らごとに、破壊されたと主張するコミュニティの範囲や関わり方等について具体的に主張立証する必要があることは明らかである。

エ 「4 原告らの「コミュニティ破壊」による精神的損害に対する慰謝料額」（82頁）について

(ア) 「(1) 慰謝料額」（82頁）について

a 「ア」（82頁）について

第1段落は、争う。「コミュニティの存在は憲法13条に根拠を有する人格的利益の一端をなす」との主張は、原告らの独自の見解である。

第2段落は、争う。原告らの独自の見解である。

第3段落は、争う。個々の原告らは、新たなコミュニティを形成して人格的利益を享受することができるのであり、「不可逆的な破壊」とはいえない。

b 「イ」（83頁）について

争う。

被告東京電力には、故意にも匹敵する重大な過失は認められない。

c 「ウ」（83頁）について

争う。

(イ) 「(2) 「コミュニティ破壊」と帰還との関係」（83頁）について  
否認ないし争う。

なお、被告東京電力は、本件訴訟の原告らに対して、（請求があれば）「帰還困難区域」の住民には、慰謝料として1450万円、「居住制限区域」又は「避難指示解除準備区域」の住民には、慰謝料として850万円を支払っているとおり、「浪江町に帰還できない者」、「浪江町に帰還を決めた者」、「将来帰還することが可能な者」のいずれにおいても、精神的損害が発生していることを認めて賠償を実施してきている。

(ウ) 「(3) 「コミュニティ破壊」による精神的損害は帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域で異なること」(83頁)について  
否認ないし争う。

(3) 「第3 避難慰謝料について」(84頁)について

ア 「1 「長期にわたり避難生活を強いられたこと」による被害」(84頁)について

(ア) 「(1) 被侵害利益」(84頁)について

原告らが（但し、全員であるかは不知）、本件事故後、避難指示等により住み慣れた平穏な生活の本拠からの退去を余儀なくされ、不慣れな場所・環境での避難生活を強いられた可能性が高いこと、長期間にわたり浪江町の帰還を禁止されたこと、その限度で移動の自由が制限されたこと、平穏な生活を継続できなかつた点で人格的利益が侵害されたと解されること、千葉判決について引用部分の判示がなされた事実は認め、その余は知らないし争う。

(イ) 「(2) 様々な精神的苦痛が複合し、長時間続いてきたこと」(85頁)について

a 「ア 様々な精神的苦痛が複合していること」(85頁)について  
同箇所記載の精神的苦痛の要素が、個々の原告らについて認められるのか否かは不知。

b 「イ 精神的苦痛は、状況に応じて形を変え、存在してきたこと」  
(86頁)について

千葉判決について引用部分の判示がなされた事実は認め、その他は不知。

イ 「2 原告らの「長期にわたり避難生活を強いられたこと」による被害の実相」(86頁)について

(ア) 「(1) 意に反する避難とその後の避難生活を強いられたこと」(86頁)について

a 柱書について

知らないし争う。

b 「ア 意に反する避難による精神的苦痛」(87頁)について  
不知。

なお、被告東京電力が浪江町役場に福島第一原発に関する必要な情報を提供しなかったとの主張がなされているが(訴状87頁)、被告東京電力からの情報提供の実態については次のとおりである。

すなわち、被告東京電力は、原災法第10条に該当する事象が発生した場合、原子力事業者防災業務計画に基づき、関係自治体等に通報を行うこととなっているため、本件事故の際、浪江町については、(他

の関係自治体等への対応と同様に) ファックスの送信を試みた後(受信確認はできず)、普通電話、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話、ホットラインを用いて繰り返し連絡を試みたものの、(他の関係自治体等への対応の場合とは異なり) 通信手段の不調により、結果として電話連絡がとれなかった。その後、3月13日から社員が訪問し、状況説明を実施し、同月15日からは帯同している(甲B2の1・64頁)。

- c 「イ 仮設住宅・借上げ住宅等の二次避難での生活による精神的苦痛」(90頁)について  
不知。
- d 「ウ 小括」(94頁)について  
不知。

(イ) 「(2) 平穏な日常生活の喪失・自宅に立ち寄れない苦痛」(94頁)について

- a 「ア 避難先の分散」(94頁)について  
不知。

- b 「イ 家族の離散・家庭生活の崩壊」(95頁)について  
平成30年8月1日時点の浪江町の医療機関数は2つ(1つは歯科)であること(訴状98頁)は認め、その余は不知。  
なお、本件事故前の世帯数について、訴状96頁では「7711世帯」と主張されているが、訴状77頁の表では「7671世帯」とされており、原告の主張内で一致していない。

また、原告らが主張する事情は、例えば、「通学状況の変化」（訴状97頁）は子どものいない世帯に当てはまらないことは明らかであるし、「介護による離散」（訴状97頁）は要介護者のいない世帯には当てはまらないことは明らかであるなど、本件訴訟の「原告らに共通」する事情であるとは解されない。個々の原告がそれぞれ別個に訴えを提起していれば考慮されない事情が、原告数が多数であることによって考慮されることは法理論としても認められない。

- c 「ウ 避難先の差別へ偏見」（99頁）について  
不知。
- d 「エ 自宅に立ち寄ることのできない苦痛」（100頁）について  
警戒区域や避難指示区域に立ち入る場合に通行証が必要であること、準備宿泊が開始したのは平成28年11月であることは認め、その余は不知。

なお、「自宅は先祖代々の土地であることも多く」（訴状100頁）との原告らの主張自体からも明らかのように、本件訴訟の原告らに共通して、「自宅が先祖代々の土地」を生活の本拠としていたという事情が認められるとは限らない。

- e 「オ 子どもへの影響」（100頁）について  
平成26年（2014）年4月1日時点で、浪江町では、県外への避難割合が4割をこえていること（訴状101頁）、文部科学省が平成28（2016）年12月16日「東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について（通知）」（28文科初第1234号）を出したこと（訴状102頁）は認め、その余は否認する。

なお、子どもへの影響については、本件訴訟の原告らのうち、子どもがいる世帯についてのみ関係しうる事情であり、「原告らに共通」する事情ではない。

f 「エ 高齢者への影響、健康面への影響」（103頁）について  
訴状105頁の「ウ」については認め、その余は不知。

なお、高齢者への影響については、本件訴訟の原告らのうち、高齢者についてのみ関係しうる事情であり、「原告らに共通」する事情ではない。

g 「オ 小括」（105頁）について  
知らないし争う。

(ウ) 「(3) 先の見通しがつかない苦痛」（106頁）について

a 「ア はじめに」（106頁）について  
不知。

b 「イ 帰還困難区域の範囲の広さ」（107頁）について  
第1段落は認める。

第2段落について、居住制限区域と避難指示解除準備区域の人口  
は総人口の82%を占めていたことは認め、その余は不知。

第3段落について、浪江町の沿岸部が福島第一原発から10km  
圏内に位置することは認め、その余は不知。

c 「ウ 除染の遅れ」（107頁）について

第1段落のうち、除染対象面積については飯館村、南相馬市の方が浪江町よりも広く、浪江町が最も除染対象面積が広かったとの点は否認ないし争い、その余は認める。

第2段落ないし第5段落の事実は認める。

第6段落について、面的除染の対象となる「森林」は、住居棟の近隣の森林を示すことは認め、その余は不知。

第7段落は不知。

d 「エ インフラ整備の遅れ」（109頁）について

(a) 「(ア) 医療施設」（109頁）について

本件事故前、浪江町内には、51の医療機関が存在したとの点（訴状109頁）は、知らないし否認。訴状が証拠として挙げる甲D7では、「医療、福祉」欄の数が「51」となっており、全てが医療機関とは限らない。むしろ、E-Stat（政府統計の総合窓口）のデータによると、平成22年10月1日時点において、浪江町の病院、一般診療所及び歯科診療所の合計は23である（病院1、一般診療所13、歯科診療所9）。

訴状の日付時点で、浪江町で診療を実施している医療機関が、「浪江診療所」1箇所（歯科を除く）のみであること（訴状110頁）は認める。

その余は不知。

(b) 「(イ) 公共交通機関」（110頁）について

事実については概ね認める。なお、福島県HPによれば、原ノ町（南相馬市）～小高（南相馬市）間が開通したのは平成28（2016）年7月12日である。

企業誘致活動においても東京とJRでアクセスできないことがマイナスイメージになっているとの評価は知らないし争う。

e 「オ 津波被害、震災被害の大きさ」 (111頁)

本件事故後に警戒区域への立入りが制限されたことは認めるが、浪江町が被災町村の中でも大きな津波被害を受けたとの点を含め、その余は不知。

なお、原告らは、(被告東京電力に請求をすれば)津波による被害でも一定程度の財産的損害について被告東京電力から賠償され、更に(本件事故がなくとも津波により避難生活を強いられたかを問わず)「帰還困難区域」の住民には慰謝料として1450万円、「居住制限区域」又は「避難指示解除準備区域」の住民には慰謝料として850万円が支払われる。

f 「カ 住民意向調査」 (111頁)

訴状112頁の「(イ)」の第1段落ないし第2段落の住民意向調査の回答内容は認め、その余は不知。

g 「キ 小括」 (113頁)

不知。

(エ) 「(4) 将来に対する不安・焦燥感・無気力感の増大について」 (113頁)

a 「ア はじめに」 (113頁) について  
不知。

b 「イ 集団ADRにおいて、原紛センターが慰謝料増額を認めていたこと」（113頁）について

原紛センターが和解案提示理由補充書で訴状113頁にて引用されたことを述べていたことは認めます。

c 「ウ 原告らが感じてきた将来に対する不安・焦燥感・無気力感」（114頁）について

本件ADRにおいて、訴状114～115頁に引用されている内容の記載が存在することは認め、その余は不知。

d 「エ 小括」（115頁）について

不知。

ウ 「3 「長期にわたり避難生活を強いられたこと」による精神的損害に対する慰謝料額」（116頁）について

(ア) 「(1) 請求する金額」（116頁）について

原告らが、原賠審等が定める指針により、精神的苦痛について、月額10万円受け取っていることは認め、その余は否認ないし争う。

なお、避難所等において避難生活をした場合は月額12万円をお支払している。また、要介護者やその介護した者については、要介護の状態に応じ月額1万円～2万円を増額してお支払している。

これらの支払いが十分であることについては、追って準備書面で詳述する。

(イ) 「(2) 請求対象期間」（117頁）について

第1段落及び第2段落は争わない。

第3段落の金額は争う。

エ 「4 原賠審が定める賠償指針・浪江町集団ADR和解案との関係」(117頁)について

(ア) 「(1)はじめに」(117頁)について

第1段落は、長期間避難生活を強いられたことによる慰謝料について原賠審が作成した指針で賠償対象になっており、原告らは、月額10万円(避難所等で生活した時期は月額12万円)が支給されていることは認め、不十分であるとの評価は争う。

第2段落は、原紛センターが提示した和解案提示理由書(補足)において、和解案は中間指針等で考慮されていない事情を考慮したものであると述べられていることは認める。

(イ) 「(2) 原賠審が定める賠償指針との関係」(118頁)について

a 「ア 第1期(平成23年(2011)年3月11日から6カ月)」

(118頁)について

(a) 「(ア) 中間指針」(118頁)について

認める。

(b) 「(イ) 例示列挙であること」について

中間指針3頁の記載は認めるが、「最低限の賠償基準である」との主張は否認ないし争う。

b 「イ 第2期(第1機種量から避難指示区域見直しまで)」(119頁)について

「(ア) 中間指針」(119頁)は認める。

「(イ) 総括基準」(119頁)は、総括基準が、月額5万円を追加する見直しを行った(精神的慰謝料月額10万円を維持)との事実は認める。

「(ウ) 中間指針第2次追補」(120頁)は認める。

c 「ウ 第3期(避難指示区域見直し～終期まで)」(121頁)について  
認める。

d 「エ 原陪審の賠償指針で考慮される要素」(121頁)について争う。

(ウ) 「(3) 浪江町集団ADR和解案との関係」(122頁)について原紛センターの和解案の内容や和解案提示理由書の内容に関する事実は認め、評価については否認ないし争う。

オ 「5 小括」(124頁)について争う。

(4) 「第4 被ばく不安慰謝料」(125頁)について  
ア 「1 「被ばくによる将来健康被害が生じることへの不安等」の被害」(125頁)について  
第1段落は認める。  
第2段落は、原告らより本件事故時の住所が開示されるのを待つ。  
第3段落は知らないし争う。

イ 「2 「被ばくによる将来健康被害が生じることへの不安等」についての被侵害利益」（125頁）について  
何ら科学的根拠に基づかない主観的な恐怖や不安であっても精神的人格権を侵害するとの趣旨の主張であれば、争う。

ウ 「3 原告らが被ばくに至るまでの事実経過」（125頁）について

a 「(1) 本件原発事故発生の時系列表」（126頁）について  
概ね認める。

もっとも、原発1号機が水素爆発したのは3月12日15時36分である（甲B2の1・121頁）。

b 「(2) 平成23（2011）年3月11日から16日までの事実経過」（126頁）について

(a) 「ア 3月11日（本件原発事故の発生）」（126頁）について

概ね認める。但し、全交流電源が喪失したのは3月11日15時37分である（甲B2の1・121頁）。

被告東京電力から情報が一切与えられなかつたとの点については、以下の事情による。すなわち、被告東京電力から浪江町への連絡については、（他の関係自治体等に対する場合と同様）浪江町に対してもファックスの送信を試みた後（受信確認はできず）、普通電話、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話、ホットラインを用いて繰り返し連絡を試みたものの、（他の関係自治体等への連絡の場合とは異なり）通信手段の不調により、結果として電話連絡がとれなかつたものである。その後、3月13日から社員が訪問し、状況説明を実施したが、同月15日からは帯同している（甲B2の1・64頁）。

## (b) 「イ 3月12日～13日」(127頁)について

3月12日早朝に半径10キロメートル圏内に避難指示が出た事実及び3月12日18時25分に国が福島第一原発から半径20キロメートル圏内の住民に避難指示を出した事実については認め、その余は不知。なお、被告東京電力からの情報提供については、上記(a)のとおりである。

## (c) 「ウ 3月15日～16日」(129頁)について

浪江町が3月15日に二本松への避難を決定し、本庁機能を二本松市に移転したこと、二本松市の公共施設が避難所として開設されたこと、同月15日に被告国が福島第一原発より半径20キロメートルから30キロメートル圏内の住民に対して屋内退避指示を出した事実は認め、その余は不知。

## c 「(3) 本件原発事故による浪江町一帯の放射能汚染の状況」(129頁)について

「(ウ) 本件原発事故前における空間線量との比較」(131頁)  
記載の事実は認め、その余は不知。

浪江町の3月12日と13日の空間線量は明らかでない。

## d 「(4) 原告らの被ばく」(132頁)について

不知。

## エ 「4 被告東京電力の通報連絡協定違反について」(132頁)について

a 「(1) 浪江町と被告東京電力との協定の締結について」(132頁)について  
認める。

b 「(2) 事故後の被告東京電力の対応について」(133頁)について

双葉町、大熊町、楢葉町及び富岡町にはFAXまたは電話連絡をしたこと及びこれら4つの自治体には3月11日には被告東京電力社員が帯同し、状況説明等を実施したことは認め、その余は不知。

c 「(3) 被告東京電力の協定違反により原告らの避難が遅れたことについて」(134頁)について

被告東京電力が平成24(2012)年9月13日に浪江町に対して書面で謝罪していることは認め、その余は不知。

なお、被告東京電力からの情報提供が遅れた理由は以下のとおりである。すなわち、被告東京電力から浪江町への連絡については、(他の関係自治体等に対する場合と同様) ファックスの送信を試みた後(受信確認はできず)、普通電話、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話、ホットラインを用いて繰り返し連絡を試みたものの、(他の関係自治体等への連絡の場合とは異なり) 通信手段の不調により、結果として電話連絡がとれなかつたものである。その後、3月13日から社員が訪問し、状況説明を実施したが、同月15日からは帯同している(甲B2の1・64頁)。

オ 「5 被告国が情報提供をしなかつたこと」(135頁)について  
不知。

カ 「6 「被ばくによる将来健康被害が生じることへの不安等」を抱き続けることの精神的損害」（136頁）について

a 「（1）放射線の人体への影響」（136頁）について

「ア」（136頁）及び「イ」（136頁）は、概ね認める。

「ウ」（137頁）は、確率的影響には閾値がないとの点については、否認ないし争う。この点については、追って、準備書面にて詳述し、その際にあわせて証拠を提出する。

b 「（2）原告らが将来健康被害が生じることへの不安等を抱き続けていること」（138頁）について

知らないし争う。

なお、環境省は、子供の甲状腺被ばく推定線量の最大値が Chernobyl とは大きく違うことなどから、福島原発事故後の3年間で見つかった甲状腺がんは、原発事故の放射線の影響によるものではないと示唆しており、追って、準備書面で詳細な主張を提出する際に証拠もあわせて提出する。

c 「（3）被告らが情報提供しなかったことによる被ばくとその不安等」（138頁）について

不知。被告東京電力の情報隠しとの主張は否認ないし争う。

なお、被告東京電力から浪江町への連絡については、（他の関係自治体等に対する場合と同様）ファックスの送信を試みた後（受信確認はできず）、普通電話、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話、ホットラインを用いて繰り返し連絡を試みたものの、（他の関係自治体等への連絡の場合とは異なり）通信手段の不調により、結果として電話連

絡がとれなかつたものである。その後、3月13日から社員が訪問し、状況説明を実施したが、同月15日からは帯同している（甲B2の1・64頁）。

d 「(4) 多くの浪江町民が被曝による将来健康被害への不安等を抱き続けていること」（139頁）について  
アンケートが実施されたことは認めるが、その評価は争う。

e 「(5) 原告らが被ばくにより将来健康被害が生じる不安等を抱き続けることで身体権に直結した精神的人格権が侵害されていること」（140頁）について  
否認ないし争う。

キ 「7 「被ばくによる将来健康被害が生じることへの不安等」の精神的損害に対する慰謝料額」（141頁）について  
争う。

(5) 「第5 原告らの損害額」（141頁）について  
争う。

6 「第6章 被告東京電力の浪江町集団ADR和解案違法拒否による請求」  
(142頁)について

(1) 「第1 総論」（142頁）について  
被告東京電力が、原紛センターにより提示された本件和解案の受諾をしなかつたこと及び平成30年4月5日に本件ADRが打ち切られたことは認め、その余は知らないし争う。

## (2) 「第2 浪江町集団ADRの経過等」(143頁)について

ア 「1 浪江町集団ADRの経過」(143頁)について  
概ね認める。

イ 「2 申立人らが受諾した本件和解案の内容」(144頁)について  
概ね認める。

ウ 「3 浪江町集団ADRの打ち切り」(145頁)について  
被告東京電力が本件和解案の受諾をしなかったこと、原紛センター  
から和解案受諾の口頭及び書面による勧告があったこと、平成30年  
4月5日に本件ADRが打ち切られたこと及び本件和解案どおりの内  
容で1名について和解が成立したことは認め、その余は否認ないし争  
う。

## (3) 「第3 被告東京電力の和解案受諾義務」(145頁)について

ア 「1 和解案受諾義務について」(145頁)について  
原子力損害賠償に関する和解仲介手続において、被告東京電力に和  
解受諾義務の明文の規定はなく、和解案につき諸否の自由があること  
を認め、和解案を受諾しないことが信義則違反だとする主張は争う。

被告東京電力は、本件ADRの当初から、公平な賠償の観点から個別  
事情を明らかにせずに浪江町に住所等があったことを基準に一律に集  
団的・画一的に慰謝料額を増額する和解には応じられないと述べてい  
たにもかかわらず、被告東京電力が応じられないと述べた内容の本件  
和解案しか提示されず、本件和解案については真摯に検討したものの、

①申立人の個別事情を考慮していないこと、②中間指針から乖離した案であること、③和解案の内容は中間指針で既に評価されていることなどの理由で、これに応ずると他の被害者の賠償額との公平性を欠くことから受諾できないとしたものであり、信義則違反にはならない。

イ 「2 被告東京電力が加害者であること（先行行為の重大性）」（146頁）について

一般論を述べている限度では争わないが、被告東京電力に故意に比肩する過失があるとの点、これを前提にする主張については争う。

ウ 「3 原紛センターの意義・性質等」（147頁）について  
認める。

エ 「4 被告東京電力による和解案尊重の意思表明」（147頁）について

(ア) 「(1) 平成23(2011)年10月28日付申請「特別事業計画」」  
(147頁) ないし「(5) その他の場面での意思表明」（150頁）  
について

認める。

(イ) 「(6) 小括」（150頁）について

第1段落は概ね認める。

第2段落は争う。被告東京電力は、和解案を尊重するという姿勢を一貫して変えておらず、具体的な和解案についてはその都度真摯に検討してきたが、本件ADRにおいては、被告東京電力が、当初から、公平な賠償の観点から個別事情を明らかにせずに浪江町に住所等があった

ことを基準に一律に集団的・画一的に慰謝料額を増額する和解には応じられないことを述べていたにもかかわらず、被告東京電力が応じられないと述べた内容の本件和解案しか提示されなかつたために本件和解案については応ずることができなかつたものである。いかなる和解案についても、原則として受諾義務があるとするかのごとき主張は、失当である。

オ 「5 原告らの和解成立への合理的期待」（150頁）について

（ア）「（1）被告東京電力が自ら積極的に意向表明していること」（150頁）について

第1段落は概ね認める。

第2段落は知らないし争う。

（イ）「（2）実際の和解成立率」（151頁）について

第1段落は認める。

第2段落のうち、原紛センターの発表内容は不知であるが、相当数の和解が成立していることは争わない。

（ウ）「（3）本件和解案が合理的であること」（151頁）について

a 「ア 手続的合理性」（151頁）について

本件ADRにおいて、原告ら申立人が、浪江町民を対象とした精神的損害実態調査アンケート9384通をもとに作成した「浪江町被害実態報告書」を提出したこと、平成26（2014）年1月31日に、仮設住宅及び浪江町全域における現地調査を行い、和解仲介手続を進める仲介委員3名全員及び調査官らが、実際の浪江町の被害状況を視察・調査したこと、申立人らの陳述書の提出、東京及び福島の

原紛センターにおいて数回の口頭審理期日を設け、申立人らが意見陳述を行うなどしたこと、申立人らがDVD「浪江町ドキュメンタリー」の作成・提出を行い、本件事故から数年経過した段階での浪江町の被害の現状を訴えたことは認め、その余は知らないし争う。

b 「イ 本件和解案の内容的合理性」（152頁）について

(a) 「(ア) 本件和解案は浪江町の被害実態と合致していること」（152頁）について

①「① 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛の増大による慰謝料について」（152頁）について

第1段落は認める。

第2段落は知らないし争う。

第3段落は認める。

第4段落は争う。

②「② 高齢者の日常生活阻害慰謝料について」（153頁）について

て

第1段落は認める。

第2段落は不知。

(b) 「(イ) 申立人1名の和解成立」（154頁）について

申立人1名との間で和解が成立したことは認め、その余は争う。

(c) 「(ウ) 本件和解案の合理性が裏付けられていること」（154頁）について

第1段落及び第2段落は概ね認める。

第3段落は認める。

(d) 「(エ) 原告らの和解案受諾」(155頁)について  
申立人(原告)らが、平成26年5月26日、本件和解案を受諾  
したことは認め、その余は知らないし争う。

c 「ウ 小括」(156頁)について  
争う。

(4) 「第4 被告東京電力による和解案受諾義務違反の悪質性」(156頁)  
について

ア 「1 被告東京電力の本件和解案の受諾拒否理由が著しく不合理であること」(156頁)について

第1段落は争う。

第2段落は概ね認める。

第3段落のうち、和解案提示理由補充書に記載された内容は認め、その余は争う。

第4段落のうち、和解受諾勧告書に記載された内容は認め、その余は争う。

第5段落のうち、「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」に記載された内容は認め、その余は争う。

第6段落は争う。

イ 「2 本件和解案の受諾拒否が著しく不誠実・不正義であること」(158頁)について  
否認ないし争う。

被告東京電力は、本件ADRの最初の答弁書（平成25年7月16日）において、既に、

「(1)慰謝料の増額を集団的・画一的に判断することは困難であること

(略) 慰謝料の増額事由の有無及びその程度を検討するに当たっては、個々の申立人様のそれぞれの避難の経緯やその後の個別具体的な御事情を検討させていただくことが必要不可欠であると考えております。また、本事案は本件各事由を理由に集団的・画一的に慰謝料の増額を一律に求めることを目的とされておりますが、一方で申立人様らと同じ住所等に居住されていた方々及び隣接した地域に居住されていた方々の慰謝料増額請求について、これまで各人ごとの個別具体的なご事情に応じて増額の要否及び増額する場合の金額を判断して賠償をさせていただいているところであり、貴センターの和解仲介手続においても同様でありますから、公平な賠償という観点からしてもまた、手続きとしての適切さという観点からしても認めることは困難であると言わざるを得ません。」

「第5 おわりに

(略) しかしながら、公平かつ適正な賠償を実現するためには、個々の被害者のみなさまの抱える個別具体的なご事情を踏まえてその損害額を検討することが不可欠であると考えております。本件事故による精神的損害に係る慰謝料増額についても、本件事故当時の浪江町に住所等があったことを基準に一律に集団的・画一的に検討することは極めて困難であると考えております。」

と述べている。

また、原紛センターの和解案に対しても、被告東京電力は、当初の回答書（平成26年6月25日）（甲C5・2頁）において、既に、

「しかしながら、例えば個別事情に基づく損害賠償を超えて、中間指針等における精神的損害の評価を超える一律の金銭的評価がなされるような場合や、客観的事実からすると本件事故との相当因果関係を認めがたい場合については、上記の中間指針等と個別事情の関係に照らしても、中間指針等に基づき賠償を受けた方々との公平性を著しく欠く結果となるため、被申立人において必ずしも受諾できないこともあります。」

と述べている。

すなわち、被告東京電力は、当初から、公平な賠償の観点から、個別事情を明らかにせずに浪江町に住所等があったことを基準に一律に集団的・画一的に慰謝料額を増額する和解には応じられないことを述べているのであり、被告東京電力が、「後出し的に」「審理を引き延ばし」た事実は一切存在しない。中間指針等では、共通する被害に対する賠償額が算定されているのであり、これに対してとくに個別事情があつて、これを超える賠償額を求めようとする被害者は、その個別事情を開示しなければならないとするのは、填補賠償を基本とする損害賠償制度の下では当然のことである。

ウ 「3 本件和解案提示後の長期にわたる受諾拒否」（159頁）について

第1段落のうち、被告東京電力が、本件和解案の受諾をしなかったことは認め、その余は知らないし争う。

第2段落は不知。

第3段落は争う。

(5) 「第5 損害」(159頁)について

争う。被告東京電力が本件和解案の受諾をしなかったことは正当な理由に基づくものであり、何ら違法なものではない。これを不法行為とする前提での損害賠償請求は、その余の点を論じるまでもなく失当である。

7 「第7章 結語」(162頁)について

争う。

第3 求釈明

原告らの本件事故時の住所・家族構成・居住年数、避難してから現在の住所に至るまでの住所の変遷について、明らかにされたい。

以上

## 用語・略語一覧表

略語・用語	名称	答弁書での初出場所
本件原発	福島第一原子力発電所	5 頁
本件事故	平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の原子力事故	5 頁
浪江町	福島県双葉郡浪江町	5 頁
浪江町民	浪江町の町民	5 頁
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	5 頁
本件ADR	原告らを申立人の一部とする原子力損害賠償に関する和解仲介手続	5 頁
本件和解案	本件ADRにおいて原紛センターより提示された和解案	5 頁
被告東京電力	被告東京電力ホールディングス株式会社	5 頁
原災法	原子力災害対策特別措置法	8 頁
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	9 頁
事故故障対策室長	原子力・安全保安院原子力防災課事故故障対策・防災広報室長	9 頁
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	11 頁
審査会	原賠法18条に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会	11 頁
中間指針	審査会が平成23年8月5日に決定・公表した「東京電力株式会社福	11 頁

	「島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」	
中間指針第四次追補	審査会の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」	12頁
中間指針等	中間指針及びその後の追補	12頁
本件地震	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震	20頁
本件津波	本件地震に伴う津波	20頁
地震本部	文科省地震調査研究推進本部	20頁
長期評価	地震本部が平成14年7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	20頁
土木学会	社団法人土木学会	21頁
津波評価技術	土木学会が平成14年2月に公表した「原子力発電所の津波評価技術」	21頁
佐竹氏	佐竹健治氏	22頁

以上